

# 商工会員限定の助成金

～ 有田川町商工会人材育成事業 ～

《事業主、従業員のスキルアップに活用しましょう》

## 内 容

商工会員である事業主、事業専従者、後継者及び従業員が、事業承継に必要な知識、技術の習得及び資格取得のために各種研修会・講習会・資格認定試験を受けた場合の受講料に対し、**受講料の3分の2※一定条件により最大5分の4**（千円未満切捨て）、の額を助成します。ただし、年度をまたがる場合は対象外。※予算の上限に達し次第終了。

（1 事業者あたり同一年度内 60,000 円を上限※一定条件により最大 70,000）

※有田川町商工会の会員事業者であり、商工会費及びその他手数料・部会費を滞納していない者。上記一定条件とは、有田川町商工会**青年部又は女性部加入者**を指す。

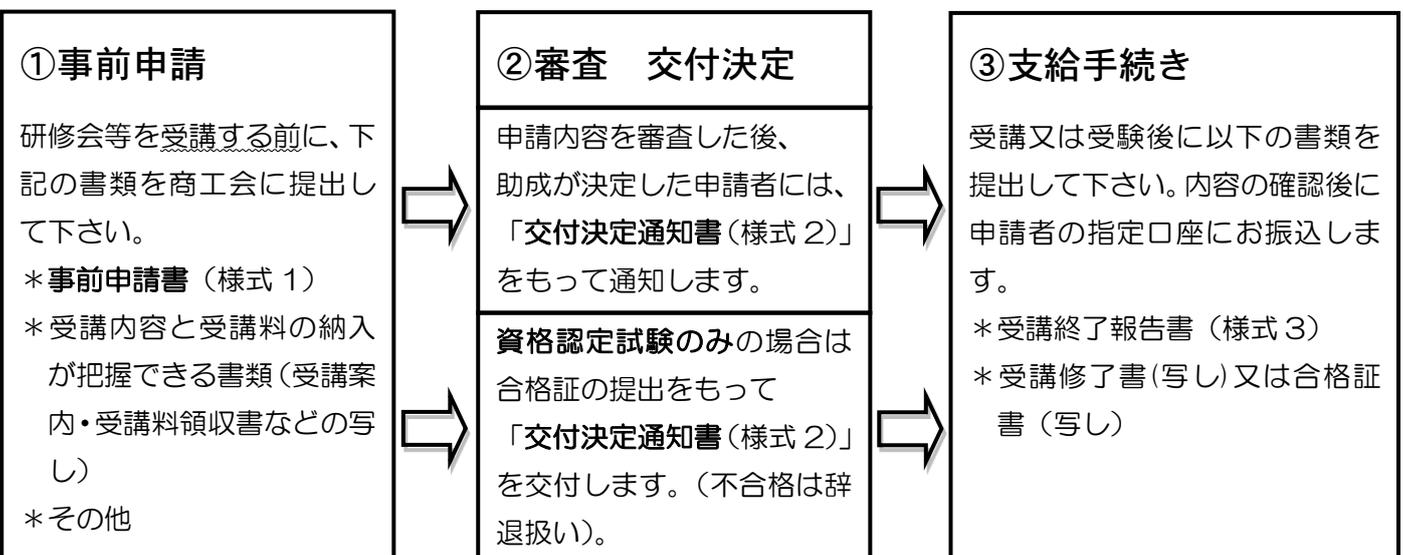
## 活用事例

研修・技術習得・資格取得等内容例	
玉掛け技能講習	足場組立等作業主任者
フォークリフト運転技能講習会	小型移動式クレーン運転技能講習
1級土木施工管理技士	建設業経理士2級受講講座
1級建築施工管理技士	中型免許取得
危険物取扱者安全講習	伐木等の業務に係る特別教育
ガス溶接技能講習	中小企業大学校関西校経営者研修

資格例以外も幅広く対応。是非お問い合わせ下さい。

## 申請方法

助成金を希望する場合は、研修会等開催日の前日までに商工会まで必要書類を提出して下さい。手続きも簡単で利用しやすい制度です。



助成金の詳細・各種様式は、有田川町商工会まで直接お問い合わせ下さい。

有田川町商工会 電話0737-52-5701まで

# 商工会員限定の助成金

～ 有田川町商工会販路拡大支援事業 ～

《販路拡大に活用しましょう》

## 内容

有田川町商工会員が研究開発した新技術や新製品または主力製品の販路拡大を支援するため、見本市、展示会、博覧会、商談会、物産展、WEBショッピングモール等へ出展・出品する助成対象経費（小間料、小間装飾費、備品借上料、構築費。維持費・手数料・消費税相当額は除く）の2分の1以内の額を助成します。ただし、年度をまたがる場合は対象外。※予算の上限に達し次第終了。

注、助成金の交付を受けようとする者が単独で行う販売促進活動は除く。

\*県内で開催される出展の場合の上限 30,000 円/回

\*県外で開催される出展の場合の上限 60,000 円/回

\*WEBショッピングモールで構築されるECサイト  
出品の場合の上限 60,000 円/回

（助成金の交付は、1事業者あたり同一年度内において1回を上限。ECサイトにおいては1サイト1回を上限。また、外注の場合は県内事業者に限る。）

## 助成対象者

- (1) 有田川町商工会の会員事業者であること
- (2) 商工会費及びその他手数料を滞納していない者
- (3) 風俗営業の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと
- (6) 助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと
- (7) その他商工会長が認める者

## 申請方法

助成金を希望する場合は、対象事業へ出展する前に商工会まで必要書類を提出して下さい。

